

# 公益社団法人日本プロボウリング協会

## トーナメント開催規程細則 第5章 産休制度 2022年6月1日附則

### 第5章 産休制度

#### 第20条 産休制度適用の対象【女子のみ】

産休制度は、公益社団法人日本プロボウリング協会トーナメント開催規程細則第2章トーナメントプロ区分に定める第5条から第8条に定める第1シードプロ及び第11条に定める第2シードプロ（トーナメントセカンドプロ及び準永久シードプロ及びプロテスト実技免除合格者・トップ合格者）及び第14条に定めるトーナメントサードプロに適用されるものとする。

#### 第21条 産休のためのトーナメントプロ登録休止

1. 第1シードプロ及び第2シードプロが出産のため産休届を提出し、トーナメントプロ登録休止を申し出てトーナメント委員会が許可した場合、同委員会は当該選手に対し出産月の翌月より12ヶ月間を限度とし産休を認めるものとする。
2. 出産翌月より12ヶ月間を経た後、心身の疲労・虚弱状態などにより体調が回復しない場合は、医師による「診断書」をトーナメント委員会に提出し審議の上、適用期間の延長を認める場合がある。
3. 産休制度適用によるトーナメント登録休止期間内に再度妊娠した場合も、登録休止を申し出た際に妊娠していた子を出産月の翌月から24ヶ月が経過するまでの間に限り、登録休止ができるものとし、再度の出産のためトーナメントプロ登録休止を延長することは認められない。

#### 第22条 トーナメントプロ登録への復帰

1. 前条に定める産休によりトーナメントプロ登録を休止していた者（以下「産休制度適用者」という）が再びJ P B Aトーナメントに参加する場合には、出場するJ P B Aトーナメント本大会開催日1日目の1ヶ月前までにJ P B Aが指定する産休復帰届をトーナメント委員会に提出することにより、次条に定めるところに従い、復帰年度の出場資格を取得できるものとする。但し、「全日本選手権」及びその他委員会が指定した特別公認競技会についてはこの限りではない。
2. 産休復帰届が認められた者の出場資格の順位は、次のとおりとする。
  - ①第1シードプロ及び第2シードプロについては、第2シードプロの最下位（準永久シードプロの次位）とする。

※早期に復帰した場合も、適用期間の12ヶ月間は出場資格の順位（第2シードプロの最下位）が保証され、復帰した次年度の出場優先順位（適用期間内）は、復帰年度の最終ポイントランキング順位か第2シードプロ最下位順位のいずれか上位の順位を優先とする。

②トーナメントサードプロの復帰順位については、トーナメントサードプロの最下位とする。但し、上半期の出場優先順位については、前年度の最終ポイントランキングを優先する。

3. ①②ともトーナメントプロ復帰料は、ライセンス取得年数に限らず免除とする。

### 第23条 **その他**

流産その他の場合の産休制度適用者の処遇については、その都度トーナメント委員会にて審議の上、決定するものとする。

### 第24条 **本制度の改正**

本制度は、トーナメント委員会の議決をもって随時改訂される。この場合、トーナメント委員会は、改訂について速やかに理事会に報告する。

本改正細則は、2022年6月1日より施行する。

以上